

6 服務の状況

(1) 職員が遵守すべき義務

地方公務員法第30条は、職員の服務の根本基準として、第1に「職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと」、第2に「職員が職務の遂行に当たって、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと」を定めています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、次のような服務上の強い制約を課しています。

区 分	該当規定	内 容
法令等及び職務命令に従う義務	地公法第32条	職員は職務遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	地公法第33条	職員はその職の信用を傷つけたり、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	地公法第34条	職員は在職中、退職後を問わず職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
職務に専念する義務	地公法第35条	職員は勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用いなければなりません。
政治的行為の制限	地公法第36条	職員は政治的中立を保つことが求められており、一定の政治的行為をしてはなりません。
争議行為等の禁止	地公法第37条	職員は住民に対してストライキ等の争議行為をしたり、行政機能を低下させる怠業的行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	地公法第38条	職員は任命権者の許可を受けなければ、営利企業等を経営したり、その事務に従事することはできません。

職員一人ひとりが常にこの義務と責任を自覚し、公務員としての倫理の保持に努めるとともに、公正な職務の遂行と市民の行政に対する信頼の確保が図られるよう、機会あるごとに全職員に対し服務規律の確保について周知徹底を図っています。

（２）職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第３５条の規定により職務に専念する義務を負いますが、法律又は条例に特別の定めがある場合はその義務が免除されます。この「法律又は条例に特別の定めがある場合」には、主に次のものがあります。

①法律に定めがある場合

- 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（労働基準法第７条）
- 年次有給休暇（労働基準法第３９条）
- 分限処分としての休職（地方公務員法第２８条）
- 懲戒処分としての停職（地方公務員法第２９条）
- 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第４条）・・・など

②条例に定めがある場合

- 行橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例によるもの
 - ・祝祭日、年末年始の休暇
 - ・リフレッシュ休暇
 - ・慶弔休暇・・・など
- 行橋市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例によるもの
 - ・研修を受ける場合
 - ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - ・その他市長が定める場合

（３）営利企業等の従事許可

職員は、地方公務員法第３８条の規定により、営利企業等の経営や事務に従事することが制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合は、それらを行うことができます。許可に当たっては次の要件を満たす必要があり、令和５年度は６件の許可申請があり、申請のとおり許可されました。

許可の要件	①職員と営利企業等との間に職務上の利害関係が認められないこと。 ②職務の遂行には支障が認められないこと。 ③その他の法律への抵触が認められないこと。
-------	--